

研修会実施における注意点

※必ずお読みください

「日本糖尿病療養指導士の認定更新のための研修会」として「認定可」となった研修会については、以下の点をご確認ください。

1. 実施報告書は必ずご提出ください。

開催後1ヵ月以内に①「実施報告書」をご提出ください。②当日の「プログラム」、③当日参加者に配布した参加証等原本、④「参加者名簿」、⑤「参加者への配布資料」を必ず添付してください。症例検討や試験問題等ある場合は、必須となります。⑤「参加者への配布資料」については、できるだけ説明（〇〇先生の講演資料等）をつけてください。（万が一研修会が中止になった場合でも必ずご提出ください。）報告書が提出されない場合は、次年度以降の申請を受け付けませんので、ご注意ください。

「実施報告書」上部の数字は受付番号／認定番号(単位数)です。「実施報告書」はこの番号で識別しますので、複数の研修会を同時に申請した方は、番号を間違えないようにしてください。

2. 研修会の内容変更は原則不可です。

➤ 参加証やHP等掲載に影響があるもの（共催団体・会場等）に変更が生じた場合は、認定機構に電話連絡後、すみやかに以下のものをご提出ください。

- ・ 認定番号・研修会名・開催日・申請者名、変更内容と変更の理由を明記したもの
※「どこがどのように変わったか」と「変更の理由」をわかりやすく示してください。

- ・ 変更後の「認定申請書」・「プログラム」・「参加証」（変更があるもののみ）

この場合、認定機構から変更受付の連絡はいたしません。内容によっては実施報告書提出後の審査となります。

➤ やむを得ず「プログラム（演題・演者等）」に変更が生じた場合は実施報告書にてご連絡ください。

- ・ 申請後・認定後の「プログラム（演題・演者等）」の変更は、原則としてやむを得ない事情（演者の急病や天変地異等）がある場合に限ります。
- ・ 「プログラム（演題・演者等）」の変更が生じた場合は、実施報告書の特記事項等で「変更内容と変更の理由」をご報告いただき、変更後の要旨をご提出いただいた上で事後の審査とさせていただきます。
- ・ 変更内容（大幅な変更等）や変更理由によっては、認定が取り消される場合があります。

※ 認定が取り消された場合の参加者への通知は、申請者の責任でお願いいたします。

※ 認定基準3により、参加証配布枚数が「0枚」の場合は、特記事項にその理由と周知の方法をご記入ください。

※ 原則として、認定後の「研修会の名称」・「主催団体」・「開催日時」の変更はできません。

3. 参加証には必ず「認定番号」「認定単位数」記入し、「主催団体印」を押印してください。

参加者に配布する参加証には、認定番号、認定単位数を追記し、主催団体印を必ず押印してください。参加証の「主催共催団体名欄」には、全ての主催団体、共催団体名を記載してください。主催共催団体によっては、CDEJの第1群の単位となる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。また、認定機構が認定する第2群の研修会（研修コード2-14）は上限8単位であるため、参加証には「研修コード2-14」と「上限8単位」である旨をご記入ください。

4. 参加者名簿の記入必須項目は「氏名」「認定番号」「職種」です。

当日参加されたCDEJの名簿をご提出ください。必須項目は氏名、認定番号、職種の3項目になります。上記必須項目以外の情報も記載された名簿をご提出いただいても結構です。